

# 2019 司法書士オープン【総合編③】

## 記述式(商業登記)

### 採点講評

#### 第1欄 平成31年5月7日申請分

##### 1 監査役の変更

良く出来ていました。補欠規定に基づく任期満了の旨が議事録に明示されており、監査役の退任を証する書面は、当該議事録で足りる事案でしたが、添付書面の名称として「定款」を記載している答案や株主総会議事録の通数が1通多い答案が散見されました。退任を証する書面として、補欠監査役の任期に関する規定の記載がある「定款」及び補欠として選任したことを証する「株主総会議事録」の添付も必要と判断されたのだと思いますが、本問のように、改選の際の議事録に「監査役何某は、前任監査役の補欠として選任されたので、定款〇条の規定に基づき本定時総会の終結時に任期満了により退任する」といった記載がある場合、定款等の添付を要しません。

##### 2 新株予約権無償割当て

登記の事由を「新株予約権の発行」と書いている答案が散見されました。たしかに新株予約権が新たに発行された事案でしたが、そのように書くのは、募集手続によって新株予約権が発行された場合なので、その場合とは区別して「新株予約権無償割当て」と書くようにしてください。ちなみに、募集新株予約権の発行では、発行時の払込みを要しないとすることも可能なのですが（会社法238条2項）、それでも、株主割当ての方法による募集新株予約権の発行と新株予約権無償割当てとは区別する必要があります。前者においては、権利を付与された株主が引受けの申込みをする必要があり、引受けの申込みをしない株主に新株予約権が割り当てられることはありません（会社法243条4項）。後者においては、何ら個々の株主の行為を待たずに、持株数に応じて新株予約権が割り当てられることとなります。

原因日付は決議で定めた効力発生日である平成31年4月15日、原因は「発行」でしたが、日付を決議が行われた4月5日としたり、原因を「変更」としたりしている答案が散見されました。この「発行」という原因の文言は、募集新株予約権の発行による変更の登記、取得請求権付株式又は取得条項付株式の初回の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記や全部取得条項付種類株式の取得と引換えにする新株予約権の発行による変更の登記とも共通します。要するに新株予約権の登記事項をひととおりに記載することになる場合が「発行」です。その後、行使等により新株予約権の数が減少した場合（全て消滅し、0個になる場合を除く。）や2回目以後取得と引換えにする発行により増加したなどの場合における新株予約権の数の変更について、原因は「変更」になります。

新株予約権の登記事項については大体のところ、正しい解答が多かったのですが、発行時の払込みを要しない旨（無償）の記載が欠けている答案が目立ちました。本問のように募集手続によっていない場合にも「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又はその払込を要しないとする旨」と書くことには違和感がありますが、現状この項目は必須の登記事項なので、忘れずに記載するようにしてください。また、①資本金・資本準備金に関する事項や②譲渡制限の定めなど、登記事項に当たらない事項が記載されている答案も散見されました。①については、これが登記事項とされていないからこそ、新株予約権の行使による変更の登記の申請書に、①を含む新株予約権の内容（を含む募集事項）を決定した議事録を添付しなければならない場合があることと絡めて理解しておいてください。②については、取得条項の定めが登記事項であることと対比して押さえておきましょう。

行使時の現物出資に関する定めがあるときは、現物出資財産の内容と価額が登記事項になりますが、本問のようにその定めがない場合、それが無い旨を記載する必要はなく、「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」という登記事項が全く存在しないこととなります。これに対し、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」は、いかなる新株予約権（現物出資に関する定めがあり、金銭出資がされてないものも含む。）についても登記事項となります。また、行使期間については終期を定めずに無期限とすることも可能ですが、「新株予約権を行使することができる期間」は必須事項なので、期限がないなら、その旨を登記する必要があります。

### 3 新株予約権の全部行使

発行済株式の総数及び資本金の額並びに変更年月日しか記載していない答案が目立ちました。同日付け第1回新株予約権全部行使の旨も忘れず登記するようにしてください。また、登記すべき事項において、次のように記載することは正解とされません。

「平成〇年〇月〇日新株予約権全部行使

発行済株式の総数 〇〇〇株

資本金の額 〇〇万円」

株式・資本区の登記事項と新株予約権区の登記事項を分けて、次のように書いてください。

「平成〇年〇月〇日変更

発行済株式の総数 〇〇〇株

資本金の額 〇〇万円

平成〇年〇月〇日第1回新株予約権全部行使」

資本金等増加限度額が9900万円となる事案であり、この全額を増加する資本金の額にしてしまっている答案も見受けられました。通常、新株予約権の行使による変更の登記が問われる場合、資本金等増加限度額の一部を資本金の額に計上する旨の定め（資本金及

び資本準備金に関する事項、会社法 236 条 5 号) は、発行時にこれを定めた機関 (株主総会、取締役会) とともに、別紙の聴取記録中に、行使時における新株予約権の帳簿価額などと併せて記載される出題例が多いです。しかし、本問では、そこではなく、第 1 回新株予約権の内容その他の新株予約権無償割当てに関する事項を決定した取締役会の議事概要から、資本金等増加限度額の 2 分の 1 を資本金に計上する旨を読み取る必要がありました。

#### 4 登録免許税額とその内訳

登録免許税額の内訳は、①役員変更分 (登免法別表 1.24. (1)カ)、②新株予約権の発行による変更分 (同ヌ) 及び③資本金の額の増加分 (同ニ) の 3 つでした。②だけで申請 1 件につき 9 万円の納付が必要ですが、これを 3 万円とする答案が目立ちました。新株予約権の登記事項をひとつおとり登記する場合 (組織再編に伴う場合に別途納付を要しない場合があることを除き)、申請 1 件につき 9 万円で、定額課税の中で特に高額になっていることに注意してください。また、上記①から③までに加えて、登記事項変更分 (登免法別表 1.24. (1)ツ) という内訳を書いている答案が散見されました。新株予約権の行使により変更を生じる登記事項には、発行済株式の総数及び資本金の額並びに新株予約権に関する事項がありますが、行使によって増資している場合、全てひっくり返して、増加する資本金の額を課税標準とする定率課税 (登免法別表 1.24. (1)ニ) で納付すれば足りません。

#### 第 2 欄 新株予約権を行使することができる期間

良く出来ていました。5 月 11 日までとする解答が若干あり、これは惜しかったです。通知から 2 週間を経過する日は 5 月 10 日であり、この日まで新株予約権無償割当てに係る通知が遅れた新株予約権者 (全員ではなく、個別に判断されます。) は、新株予約権を行使することができました (5 月 11 日は、経過した日に当たります)。

#### 第 3 欄 平成 31 年 5 月 29 日申請分

##### 1 募集株式の発行

##### (1) 公開会社における第三者割当て

公開会社において、第三者割当て (株主割当て以外を指してそう呼びます。株主割当て以外の場合については、講学上、さらに第三者割当て (縁故募集) と公募に分けられることが多いですが、登記手続に関する説明では、会社法の規定に沿って、株主割当てと第三者割当て (会社法 202 条の場合とそれ以外の場合) に二分することが通常です。) の方法とする募集株式の発行が問題になっていました。増加する資本金の額及び増加する発行済株式の総数については、ほとんどの答案で正しく判定されているようでしたが、添付書面の解答に問題がある答案が目立ったので、以下、この点について述べます。

## (2) 引受けの申込みを証する書面について

まず、「総数引受契約を証する書面」という記載が非常に多かった。注意して欲しいのは、たとえ引受人が一人であり、しかも誰を引受人とするかがあらかじめ定まっていたとしても、総数引受契約が締結されるとは限らないことです。本問の事案では、ある者からの引受けの申込みがあることを条件に割当てが決定され、予定どおりその者が引受けの申込みをして引受人となった事実が示されており、契約締結の事実はどこにも出ていません。第三者割当てによる募集の事案は、必ず①「総数引受契約」の締結又は②「引受けの申込み」と割当ての決定のどちらかのコースを辿ることになりますが、これらいずれの事案だったかの判定は、別紙に出ている事実関係を元に行うようにしてください。引受人が一人でも①の事案ではない場合があります、引受人が複数でも①の事案になる場合があります。添付書面の名称として、①の場合、「総数引受契約を証する書面」と記載し、②の場合、「引受けの申込みを証する書面」と記載する必要があります。「総数引受けを証する書面」と記載している答案も散見されましたが、上記①又は②のいずれを証する書面を添付しているのか、明らかにする必要があります。なお、株主割当ての場合、既存の株主に対し、「引受けの申込み」をすることにより募集株式の割当てを受ける権利が与えられるので、「引受けの申込みを証する書面」という記載以外に選択の余地はありません。

## (3) 割当ての承認に係る株主総会議事録の添付について

割当ての結果、支配株主の異動を伴う事案でした。一定数以上の議決権を有する株主が反対通知をしたため、株主総会の決議による割当ての承認が必要となり、この承認を省略できる例外的な場合に該当しないことも聴取記録に現れていました。そして、実際、株主総会が開催され、割当ての承認議案は、可決されています。この場合、株主総会議事録（及び株主リスト）の添付が必要ですが、その解答がない答案が目立ちました。株主総会議事録が添付されていないだけでなく、反対株主の議決権が一定数に達していないことを証する書面を添付し、又は株主総会の決議を要しない場合に該当することを証する書面を添付してしまっている答案が目立ちました。いずれも本問の事案には適合せず、前者については、仮に、一定数の反対がないために株主総会の決議が不要であっても、添付する必要がない書面です。後者、正確に言うと「株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面」（商登法 56 条 5 号）については、一定数の反対があったために株主総会の決議が必要だが、「①当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、②当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき」（会社法 206 条の 2 第 4 項ただし書）という①及び②の要件を満たし、株主総会の決議を要しないことを証明するために添付するものです（登研 804P.50）。本問では、①の要件に該当しない旨が聴取記録に出ていました。

## 2 資本金の額の減少

(1) 債権者保護手続に関する添付書面について

まず「債権者保護手続を証する書面」という書き方はおすすめできません。債権者保護手続とは、官報公告及び各別の催告のみならず、異議を述べた債権者に対し弁済等の措置を執ることまで含みますので、この書き方ではおおざっぱすぎます。(異議申述期間が経過しても、異議を述べた債権者があり、かつ、この者を害するおそれがあるのに、何らの措置も執っていない場合、債権者保護手続は終わっていない。)「公告及び催告を証する書面 2通」(個別催告に代えて定款所定の方法による公告をしたなら、「公告をしたことを証する書面 2通」)プラス、事案に応じて、異議を述べた債権者に対し弁済等をしたことを証する書面などを記載するようにしましょう。本問は、異議を述べた債権者はいたが、この者を害するおそれがない事案だったので、そのおそれがないことを証する書面の添付も必要です。例年見受けられるところですが、「異議を述べた債権者を害するおそれはない。」と記載してしまっている答案が目立ちました。この点につき添付書面による立証を要することは条文どおりです(商登法70条)。「異議を述べた債権者はいない」旨は(委任状及び)申請書に記載すれば足りることと混同しないようにしてください。

(2) 会社法447条3項の要件について

同項の要件を満たすことから、資本金の額の減少に係る決定をした株主総会の議事録の添付を要しない事案でした。この要件を満たすことを証する書面を書いている答案が散見されましたが、このことを証明する特段の書面の添付は不要です。資本金の額の減少の登記と募集株式の発行による変更の登記が併せて申請され、これらの登記によって資本金の額が減少しないことが明らかになるからです。

「会社法448条3項に規定する場合に該当することを証する書面」と書いている答案も散見されましたが、この場合とは、資本準備金の額の減少に係る株主総会の決議が不要な場合です。よって、かかる書面を添付することがあるのは、資本準備金の資本組入れの登記と募集株式の発行による変更の登記を併せて申請する場合があります。

#### 第4欄 株式の併合に係るスケジュール

平成27年5月1日施行された改正会社法では、株主の併合に関し、株式会社が執らなければならない手続が増えました。その一環として事前の通知期間も効力発生日の20日前までに伸びています。改正前は、株主総会の特別決議を要すること、株券発行会社が株券提供公告を執らなければならないこと(これらは現行法でも同じ。)以外では、株主及び登録株式質権者に対し、効力発生日の2週間前までに通知(又はこれに代わる公告)を行えば足りました。改正後に、改正前と同様の簡易な手続で株式の併合をすることができるのは、単元株式数の定めを設けており、かつ、当該単元株式数に株式の併合の割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生じない場合に限られます(会社法182条の2第1項括弧書参照)。この場合を言い換えると、株式の併合の結果として1株に満たない端数が生じると

しても、これが単元未満株式数の部分からしか生じ得ない場合です（決して、1株に満たない端数を生じ得ない場合ではありません）。たとえば、単元株式数を10株と定めた場合において、10分の1の割合で株式の併合を行う場合（単元株式数×併合割合=1で端数が生じない場合）、保有株式が10株単位になっていない株主の持株は端数となりますが、この端数の買取請求は認められない。これに対し、単元株式数を10株と定めた場合において、3分の1の割合で株式の併合を行う場合（単元株式数×併合割合=3.33…で1に満たない0.33…という端数が生じる場合）、保有株式が10株単位になっている株主の持株から端数が生じる余地があり、併合に反対する株主は、この端数の買取りを請求することができます。

本問では、効力発生日まで2週間はああるが20日ないスケジュールで株式の併合を行うことができるかが問題になっていました。単元株式数の定めがないため、20日前までの通知が必要であり、予定どおりに行うことはできない事案でしたが、株券発行会社でなく1か月前までの株券提供公告等を要しないこと、2週間前までの通知ができること等を挙げて「できる」とする答案が多数ありました。